する。

算式の符号

α　内閣府が令和８年３月27日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成25年度から令和４年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

β　内閣府が令和８年３月27日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成25年度から令和４年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

（寒冷補正係数の算定方法の特例）

第十条　令和八年度に限り、別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第五十号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和四年改正前の省令」という。）別表第四(3)の区分欄に掲げる級地よりも下回る市町村（令和四年改正前の省令別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第五十号）による改正により無級地となつた市町村を含む。）の「道路橋りよう費」、「小学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち学級数を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る積雪の差による寒冷補正率は、第十三条第四項の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + (B - A) \times 0.2$$

B－Aが負数となるときは、(B－A)は０とする。

［略］

（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）

第十一条　交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第

する。

算式の符号

α　内閣府が令和７年３月７日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成24年度から令和３年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

β　内閣府が令和７年３月７日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成24年度から令和３年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

C　次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式

$$(\gamma / 3) \times (1 / 346{,}016{,}000{,}000)$$

γ／３に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

γ　内閣府が令和７年３月７日に公表した県民経済計算の「３．付表」に記載されている当該都道府県の「固定資本減耗」の「一般政府」に係る額の令和元年度から令和３年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

D　当該都道府県の第５条第１項の表中二１の面積を8,042.04で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

（寒冷補正係数の算定方法の特例）

第十条　令和七年度に限り、別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第五十号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和四年改正前の省令」という。）別表第四(3)の区分欄に掲げる級地よりも下回る市町村（令和四年改正前の省令別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第五十号）による改正により無級地となつた市町村を含む。）の「道路橋りよう費」、「小学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち学級数を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る積雪の差による寒冷補正率は、第十三条第四項の規定にかかわらず、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + (B - A) \times 0.4$$

B－Aが負数となるときは、(B－A)は０とする。

［同左］

（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）

第十一条　交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第